

非常災害時における対応について

令和8年5月29日
津山市教育委員会

1 登校前（午前6時の時点）において^{*}「レベル4危険警報」及び「レベル5特別警報」「暴風特別警報」「暴風雪特別警報」「大雪特別警報」が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

2 登校前（午前6時の時点）において次の警報が発令されている場合、市内小・中学校は休校とする。

レベル3大雨警報 レベル3土砂災害警報

レベル3氾濫警報 暴風警報

暴風雪警報 大雪警報

3 地震、Jアラートの作動等については、地域の非常災害の状況により、学校長が判断して対応すること。学校独自で特別な措置をした場合は、早急に学校教育課に報告すること。

また、給食中止を決定した段階で、保健給食課に連絡するとともに、各学校食育センターに連絡すること。

◇上記1～2において、市内一斉休校とした場合は、津山市学校管理規則第7条に基づく報告（様式第5号）は省略する。

※ 危険警報…レベル4大雨危険警報、レベル4土砂災害危険警報、
レベル4氾濫危険警報
特別警報…レベル5大雨特別警報、レベル5土砂災害特別警報、
レベル5氾濫特別警報、
暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報